

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 5月 31日

群馬県知事 山本 一太 殿



提出者 〒370-0426
住 所 群馬県太田市世良田町3023番地
氏 名 日本カニゼン株式会社 群馬工場
工場長 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本カニゼン株式会社 群馬工場
事業場の所在地	群馬県太田市世良田町3023番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業 中分類：金属製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額 12.7億円／年
③従業員数	71名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	2024年度減量化計画 別紙のとおり

（日本工業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

2024年度減量化計画 別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
排出量		501 t	328 t
②計画	(これまでに実施した取組)		
	工程を見直し、無駄を無くし、削減努力を行った		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
排出量		501 t	328 t
②計画	(今後実施する予定の取組)		
	2024年度 減量化計画 別紙の通り		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	工程毎に発生したものを分別し、処理業者に引き取ってもらっている
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	工程毎に発生したものを分別し、処理業者に引き取ってもらう

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
処理業者を通じて再生利用をもらっている			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
処理業者を通じて再生利用してもらう			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	—		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	—		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
全処理委託量	501 t	328 t
優良認定処理業者への処理委託量	501 t	328 t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)		
取引業者に依頼して、認定を受けてもらえるように要請した。 結果、全て優良認定処理業者となった。		

【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸
	全処理委託量	501 t
	優良認定処理業者への処理委託量	501 t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)		
取引業者に再生利用の検討を依頼・要請する		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。

令和(「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

2024年度減量化計画 別紙

1、会社の概要

1)会社名

日本カニゼン株式会社

2)資本金

42800万円

3)従業員

177名

2、当該事業所において現に行なっている事業の概要

1)群馬工場 従業員数

71名

2)製造品出荷額

12.7億円／年

3)製造概要

当事業所では自動車、汎用エンジン、半導体・液晶の製造装置、光学部品、OA機器等の部品に無電解ニッケルめっきの処理を施す受託加工を行なっている。

4)製造等フローシート

別紙1参照

5)事業展望

我が国経済は、景気回復傾向にあるものの、内需に力強さを欠き回復ペースは緩やかなものに留まり、予想を上回るインフレや急激な為替の変動によって、景気回復への転換時期は依然として見通すことは難しく、先行きは予断を許さない状況が続いております。

当社を取り巻く事業環境に於いても、各種原材料の高騰(高止まり)・半導体供給制約に伴う自動車関連業界の生産調整・民間企業の設備投資需要の停滞・労務費や各種コストの引き上げによる原価率の上昇などから、国内経済の先行きの不透明感は一層強まっている状況です。こうした厳しい経営環境が続く中で、当社においても経費削減努力に一層取り組んで、業績回復・予算達成を目指したいと思っており、昨年度と同等の廃棄物量であると予想します。

6)廃棄物処理フロー図

別紙2参照



7)連絡先

担当者:日本カニゼン株式会社 群馬工場

環境保全グループ 氏名: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

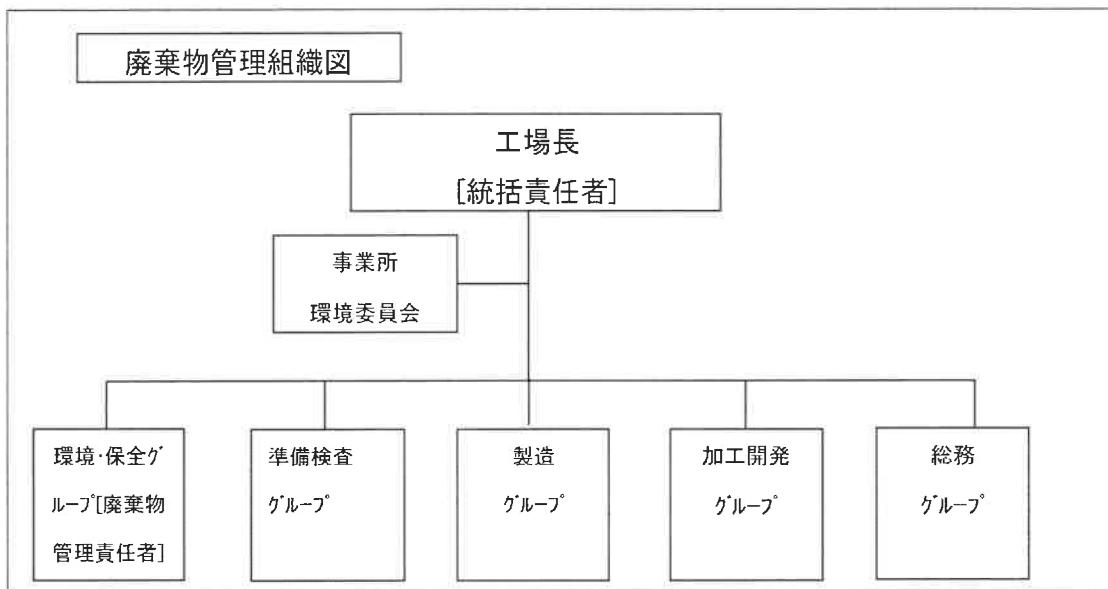
3、計画期間

2024年4月1日 から 2025年3月31日まで

4、産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

1)責任者及び管理組織図

統括責任者	所属:群馬工場長 職・氏名:工場長 [REDACTED]
廃棄物担当	組織名:環境・保全グループ 職・氏名: [REDACTED] 組織人数:5名
役割	事業所環境委員会 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用の推進、適正処理の確認等 計画的な廃棄物の運営管理を行なう上で必要な事項を検討する。 委員長:工場長 委員:関連部署の責任者、担当者 事務局:事業所事務局(4名)
	統括責任者 • 廃棄物処理方針の策定 • 工場の廃棄物関連規定の承認 • 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理責任者(環境・保全グループ) • 廃棄物処理計画の作成 • 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 • 排水処理施設の運転・維持管理状況の把握 • 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 • 委託契約の締結 • 産廃及び特管産廃マニフェストの交付・管理 • 監督官庁への各種報告 • 従業員に対する教育・啓発



2) 管理体制の強化

群馬工場全体で廃棄物処理に対応する為の横断的な組織(群馬工場環境委員会)を編成する。これには工場長の常時参加及び委員、事務局以外の関係する担当者も必要であれば参加を要請する。

3) 教育・研修

当工場で発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に教育・研修を行なう。

4) 情報公開

本計画書及び処理計画実施状況報告書、PRTR等を確実に提出していくことで、群馬県、太田市等行政を通して公開に努める。

5. 廃棄物の処理に関する事項

1) 基本的事項

- (1) 産業廃棄物の適正処理を確保する為、関連する法令、その他の規則を遵守すると共に行政の環境施策に協力する。
- (2) 発生した産業廃棄物を処理業者に委託する場合、収集運搬から処分に至るまで確認し、適確に管理する。
- (3) 最終処分量の削減について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。また、これらの目標及び計画は定期的に必要な見直しを行なう。

2) 廃棄物処理の現状

- (1) 当工場から発生する産廃は無電解ニッケルめっき工程で使用している薬品を更新する際に発生する廃酸、廃アルカリ及び排水処理施設からの汚泥である。これらの発生量の合計は 1,503t／年で、量の多い順に廃酸 514t/年、特管廃酸 501t/年、特管強アルカリ 328t／年でこの 3 種類の廃棄物で全体の 89%を占める。

(2)産業廃棄物の種類別発生・処理状況を以下に示す。

表1 産業廃棄物の種類別発生・処理状況(2023年度実績)

廃棄物の種類		発生源(ワローシート No.)	性状	発生量 t／年 [構成比]	備考
特管 強酸,廃酸	廃前処理液	加工工程	液体	501 [33.3%]	
特管 強アルカリ	廃前処理液	加工工程	液体	328 [21.8%]	
廃酸	廃めっき液	加工工程	液体	514 [34.2%]	
廃アルカリ	廃めっき液	加工工程	液体	63 [4.2%]	
汚泥		排水処理 工程	泥状	83 [5.5%]	
廃プラ	梱包資材	加工工程	固体	5.8 [0.39%]	
金属くず	針金	加工工程	固体	7.3 [0.49%]	
ガラス	ガラス	加工工程	固体	0.07 [0%]	
木くず	木パレット	加工工程	固体	0.63 [0.01%]	
繊維クズ	繊維クズ	加工工程	固体	0.14 [0.01%]	
合 計				1,503	—

3)目標の設定

昨年度は国内における経済低迷の影響により生産数・廃棄物発生量とも減少傾向となりました。本年度は昨年度と同等の廃棄物発生量を目標として、無駄を無くし削減努力を行います。

廃棄物の種類		発生源(フローシート No.)	性状	2023 年度 発生量 t／年 〔前年比〕	2024 年度 発生量 t／年
特管 強酸	廃処理液	加工工程	液体	501 [109.9%]	501
特管 強アルカリ	廃処理液	加工工程	液体	328 [91.6%]	328
廃酸	廃めつき液	加工工程	液体	514 [64.7%]	514
廃アルカリ	廃めつき液	加工工程	液体	63 [70.0%]	63
汚泥		排水処理 工程	泥状	83 [91.2%]	83
廃プラ	梱包資材	加工工程	固体	5.8 [82.9%]	5.8
金属くず	針金	加工工程	固体	7.3 [76.8%]	7.3
ガラス	ガラス	加工工程	固体	0.07 [350%]	0.07
木くず	木パレット		固体	0.63 [78.8%]	0.63
繊維くず	繊維くず		固体	0.14 [140%]	0.14
合 計				1,503 [83.2%]	1,503

具体的な取り組みは後述の通り。

4) 廃棄物処理施設の設置状況

当工場内における産業廃棄物処理施設の設置状況を表2に示す。現在汚泥の脱水施設は無機性汚泥の脱水施設が一施設設置されている。

表2 産業廃棄物処理施設の設置状況

	処理対象 産業廃棄物	処理方法	処理能力 (脱水前)	設置年月	設置場所
汚泥の脱水 施設	無機性汚泥	フィルタープ レス	脱水容積 400L	2006年8月	工場内

5) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

本社に設置されている ISO14000 の全社事務局が法律を定期的にチェックし、新規制定あるいは改訂があった場合には各工場に全社掲示板あるいはメールで提供される。条例は群馬工場で同様に定期的にチェックを行なう。

産廃業者の現地視察を定期的に実施し、その際に情報を収集する。

6) 中長期的課題

(1) 環境管理システム ISO14000 の維持

(2) 自主管理基準の設定

自主管理基準を設定し環境管理レベルの向上を図る。

6、産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

具体的取組

・めっき前処理液の長寿命化によって産廃量 2%削減に努める。

7、産業廃棄物の分別に関する事項

具体的取組

工程毎に発生したものを分別し、処理業者に引取ってもらっている。

8、産業廃棄物の再生利用に関する事項

具体的取組

処理業者を通じて再生利用してもらっている。

9. 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の処理の委託状況を以下に示す。

表3 産業廃棄物の処理の委託状況(2023年度実績)

産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	木屑
全処理委託量	514t	63t	5.8t	0.63t
優良認定処理業者への処理委託量	514t	63t	0t	0t
再生利用業者への処理委託量	0t	0t	5.8t	0.63t
認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t

産業廃棄物の種類	汚泥	金属くず	特管 強酸	特管 強アルカリ
全処理委託量	83t	7.3t	501t	328t
優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	501t	328t
再生利用業者への処理委託量	0t	7.3t	0t	0t
認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	83t	0t	0t	0t

具体的取組

取引業者に依頼して優良認定を受けて貰えるように要請する。

処理業者に再生利用を促し、検討してもらう。

以上